

練馬区プレミアム付商品券

ねりわ^{まる}お買物券

NERIMARU



©練馬区 練馬区公式
アニメキャラクター「ねり丸」

プレミアム付商品券は、令和元年10月の消費税率引き上げにあわせ、住民税非課税の方や子育て世帯を対象に全国の区市町村で販売されます。購入に必要な引換券は、基準日（裏面「基準日一覧」をご確認ください）に住民登録のある区市町村が交付します。

練馬区へ転入された方

- ▶ 基準日以降に練馬区へ転入された方は、転入前の区市町村から申請書（住民税非課税の方のみ）や購入引換券が発送されます。練馬区のプレミアム付商品券を購入するためには、転入前の区市町村の購入引換券と練馬区の購入引換券を交換する必要があります。
- ▶ 練馬区での購入引換券の交換受付期間は、令和元年9月19日～令和2年2月29日です。
- ▶ 詳細は練馬区プレミアム付商品券コールセンター
0120-995-195（平日8:30～17:15）にお問い合わせください。
- ▶ 商品券販売窓口や商品券取扱店舗では交換できません。

これから転入手続きをされる方

- ▶ 転入手続の際に、購入引換券を交換することができます。区民事務所窓口へ転入手続に必要な資料と合わせて、転入前の区市町村の購入引換券をご提出ください。

すでに転入手続きがお済みの方

- ▶ 窓口での交換または郵送による交換、いずれかの方法で購入引換券を交換できます。

窓口での交換

- ▶ 以下の交換窓口へ転入前の区市町村の購入引換券をご提出ください。また、本人確認のため窓口にて本人確認書類（本人確認書類の例は裏面に記載）の提示をお願いいたします。
- ▶ 練馬区役所
 - ・平日（8時30分～19時00分）：区役所西庁舎4階 商品券事業担当課にて交換します。
9月、10月、2月の8時30分～17時15分は、区役所本庁舎1階アトリウムの臨時窓口で受け付けます。
 - ・土曜日（9時00分～17時00分）：区役所本庁舎1階 練馬区民事務所にて受け付けます。
受付後約1週間程度で、商品券事業担当課から練馬区の購入引換券を現住所へ郵送します。
- ▶ 区民事務所（練馬区民事務所を除く）
 - ・平日（8時30分～19時00分）：各区民事務所にて受け付けます。
受付後約1週間程度で、商品券事業担当課から練馬区の購入引換券を現住所へ郵送します。

郵送交換の方法、転出される方、注意事項等は裏面へ

練馬区へ転入された方

郵送による交換

▶ 必要書類（以下3点）

交換申請書 転入前の区市町村の購入引換券 本人確認資料の写し

本人確認資料の例：運転免許証・マイナンバーカード・写真付住民基本台帳カード・日本国発行のパスポート・健康保険証・年金手帳・在留カード等

交換申請書および送付用の封筒は、練馬区からお送りします。

コールセンターへお申し出ください。なお、練馬区プレミアム付商品券ホームページから様式をダウンロードできるほか、各区民事務所の窓口でもお配りしています。

▶ その他

- ・お手元に届くまでに約1週間程度の日数がかかります。
- ・手数料はかかりません。

練馬区から転出される方・転出した方

- ▶ 基準日以降に練馬区から転出予定またはすでに転出されて、練馬区から購入引換券を交付された方は、転出先の区市町村で購入引換券の交換が可能です。

【基準日一覧】

購入対象者	基準日
平成31年度住民税非課税者	平成31年1月 1日
平成28年4月2日から令和元年6月 1日までに生まれた子が属する世帯の世帯主	令和元年6月 1日
令和元年6月2日から令和元年7月31日までに生まれた子が属する世帯の世帯主	令和元年7月31日
令和元年8月1日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主	令和元年9月30日



ご注意ください！！

- ▶ 購入引換券は再発行することができません。
- ▶ 購入引換券の申請期間、発送時期、交換期間、交換方法、また、商品券の利用期間など、区市町村によって異なります。詳細は、転入前・転入後の区市町村へお問い合わせください。
- ▶ すでに購入した商品券を、他の区市町村の商品券と交換することはできません

お問い合わせ先

練馬区プレミアム付商品券コールセンター 0120-995-195
(通話料無料。平日8時30分～17時15分)

プレミアム付商品券に関する詳しい情報は練馬区プレミアム付商品券ホームページでご案内しています。

サイトURL：<https://nerima-premium.com>

練馬区プレミアム付商品券

検索



二次元バーコード